

地方議会について（関係資料集①）

＜多様な地方議会と議員のなり手不足の状況＞

地方議会の運営の実態

団体区分		町村	市区								都道府県
人口区分等	人口分布	166人～ 52,081人	5万人 未満	5万人～	10万人～	20万人～	30万人～	40万人～	50万人 以上	指定都市	570,824人～ 13,637,346人
	団体数 (市区内構成比)	927団体	273団体 (33.5%)	255団体 (31.3%)	156団体 (19.1%)	46団体 (5.6%)	28団体 (3.4%)	22団体 (2.7%)	15団体 (1.8%)	20団体 (2.5%)	47団体
平均議員定数(人)		12.0	17.4	20.9	25.7	31.3	36.7	39.5	46.3	59.1	57.2
議員一人当たりの 平均住民数(人)		992	1,939	3,343	5,447	7,896	9,416	11,244	13,540	23,264	47,528
定例会等 平均開催数 (回/年) ※通年会期等採用 団体を除く	定例会	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	4.0	4.0	3.8	3.8
	臨時会	2.7	1.4	1.1	1.0	0.8	0.9	0.7	0.8	0.5	0.5
年間平均会期日数(日/年)		42.8	80.9	90.0	95.3	94.1	98.4	94.9	107.2	112.7	111.4
通年会期等 採用団体数	通年会期制 (法102条の2)	24団体	4団体	3団体	0団体	2団体	0団体	0団体	0団体	0団体	1団体
	通年議会 (法102条2項)	30団体	4団体	9団体	3団体	3団体	2団体	3団体	0団体	2団体	0団体
年間平均 議案件数 (件/年)	全体件数	87.7	110.6	116.1	128.2	148.0	167.7	164.8	135.1	241.4	233.6
	[長提出] [議員・委員会提出]	[81.0] [6.7]	[102.2] [8.4]	[106.5] [9.6]	[116.2] [12.0]	[134.2] [13.8]	[150.8] [16.9]	[148.3] [16.5]	[122.8] [12.3]	[216.1] [25.3]	[199.3] [34.3]
委員会 平均設置数 ※設置団体平均 (非設置団体数)	常任委員会	2.4 〈10団体〉	2.9	3.2	3.8	4.0	4.5	4.5	5.2	5.7	5.8
	議運委員会	1 〈19団体〉	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	特別委員会	2.9 〈125団体〉	3.5 〈15団体〉	3.4 〈21団体〉	3.5 〈7団体〉	4.3 〈3団体〉	4.0 〈4団体〉	3.6	5.0	6.0	3.7 〈6団体〉
議会事務局平均職員数(人)		2.5	4.5	5.9	8.5	13.0	16.2	18.2	20.1	34.2	40.3

出典：【人 口】住民基本台帳人口（市区については平成30年12月31日現在、都道府県及び町村については平成30年1月1日現在）

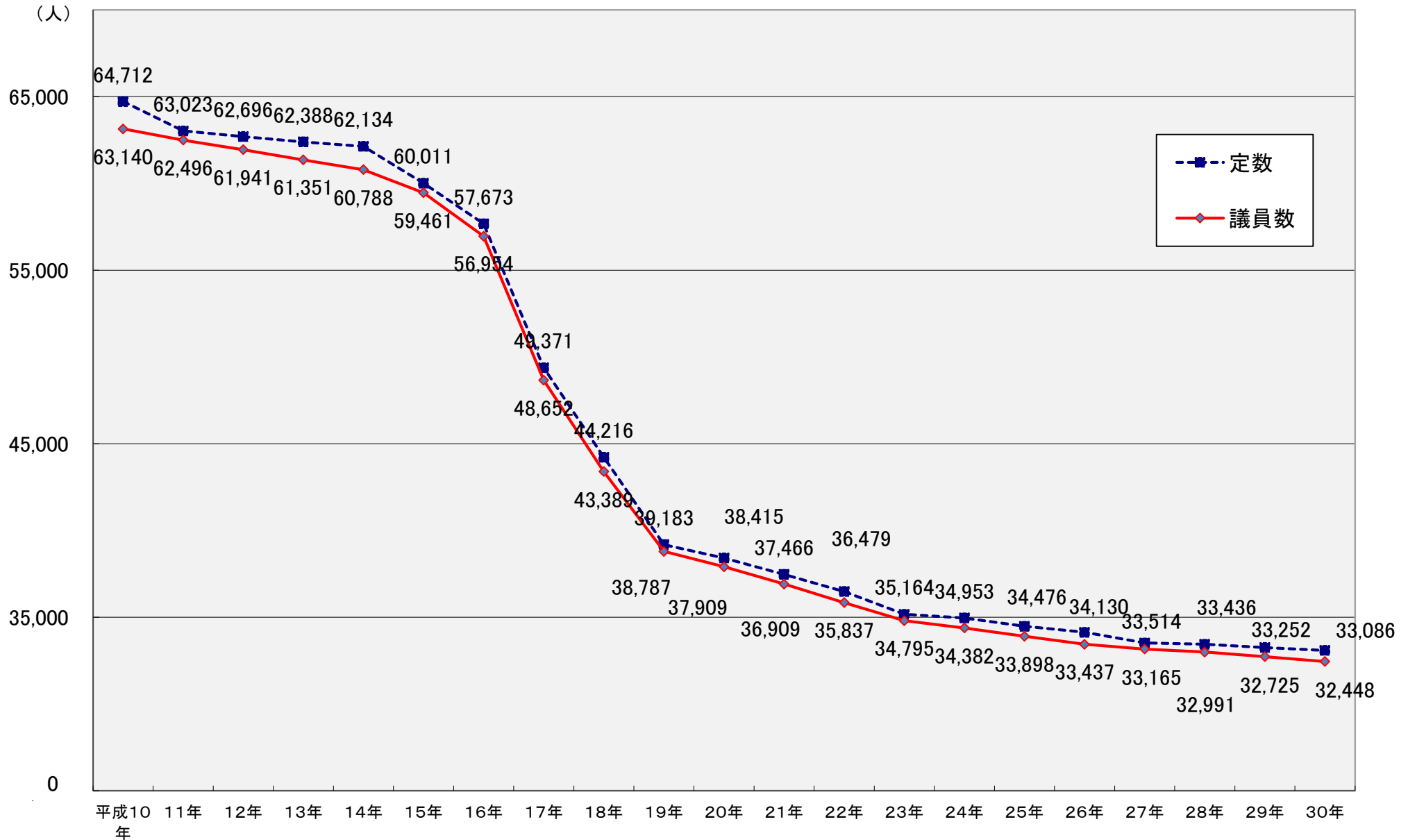
【議員定数】第13回都道府県議会提要（H27.7.1現在）、市議会議員定数に関する調査結果（H30.12.31現在）、第64回町村議会実態調査結果の概要（H30.7.1現在）

【委員会数】第13回都道府県議会提要（H27.7.1現在）、市議会の活動に関する実態調査結果（H30.12.31現在）、第64回町村議会実態調査結果の概要（H30.7.1現在）

【事務局職員数】第13回都道府県議会提要（H27.7.1現在）、市議会議員の属性に関する調（R1.7.1現在）、第64回町村議会実態調査結果の概要（H30.7.1現在）

【その他】第13回都道府県議会提要（H26.1.1～12.31）、市議会の活動に関する実態調査結果（H30.1.1～12.31）、第64回町村議会実態調査結果の概要（H29.1.1～H29.12.31）

地方議会議員数の推移①

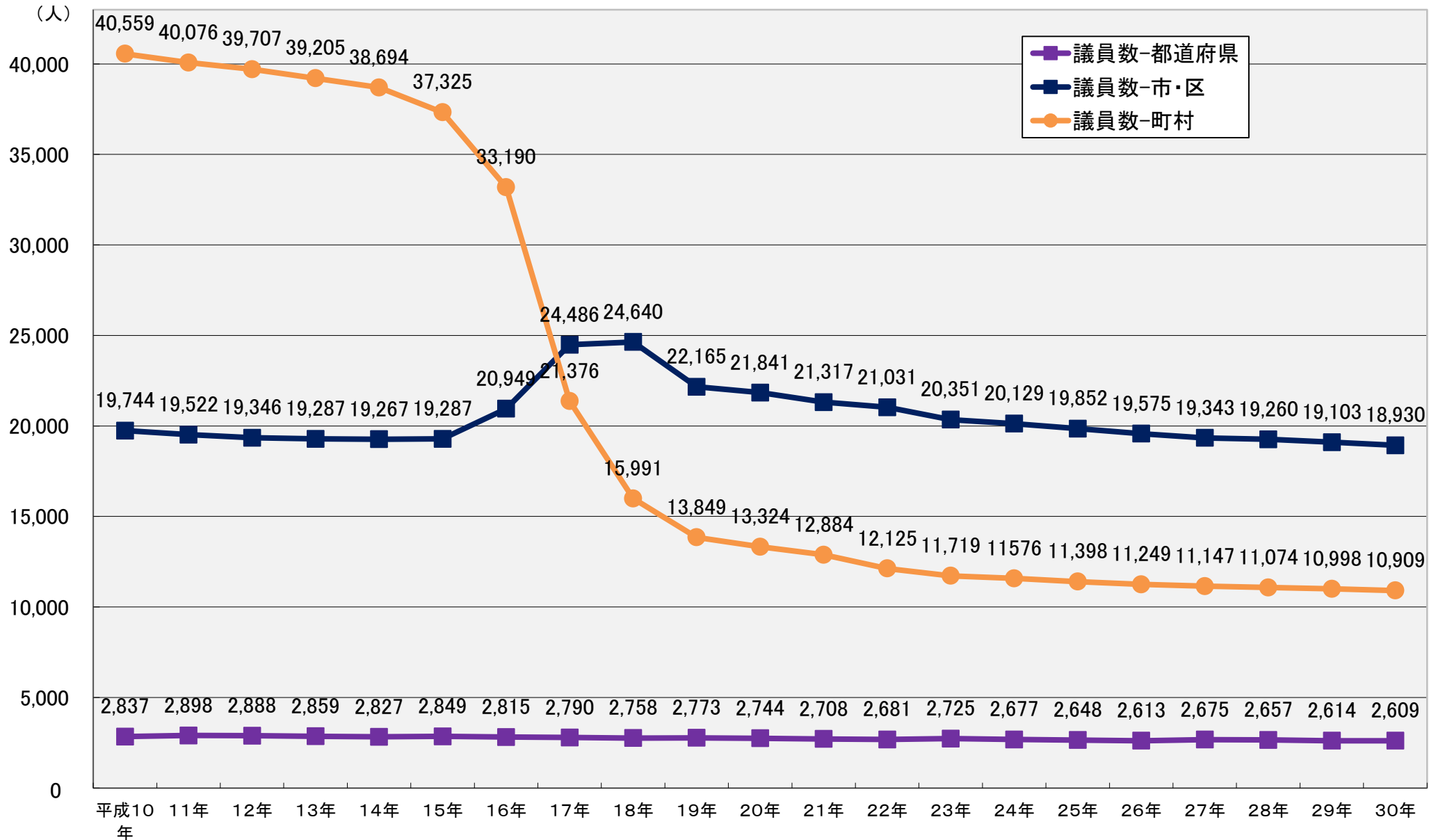


注1：各年12月31日現在の計数である。

注2：「定数」は、地方自治法第90条第1項及び第91条第1項の規定により条例で定める定数である。

出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

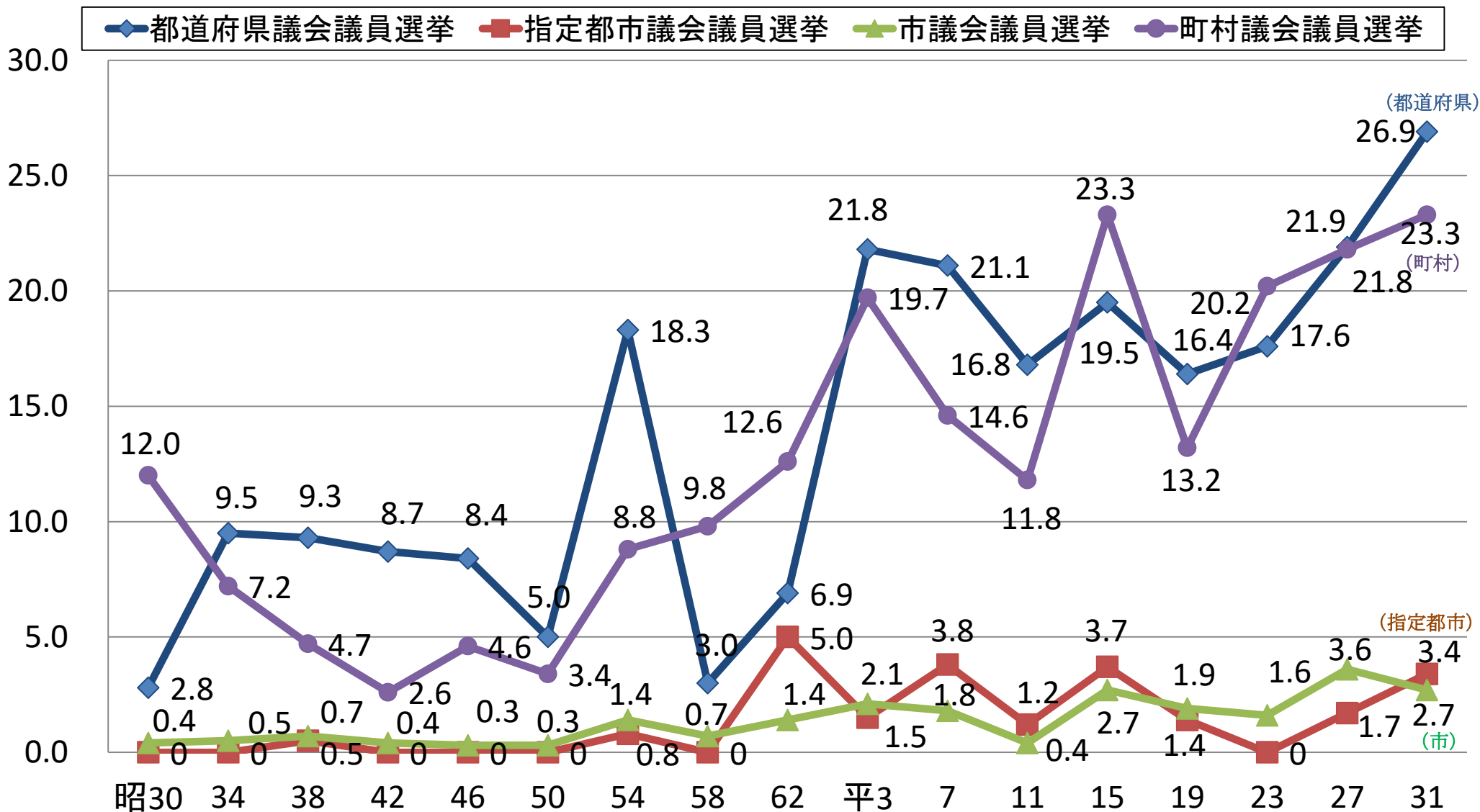
地方議会議員数の推移②



注1：各年12月31日現在の計数である。

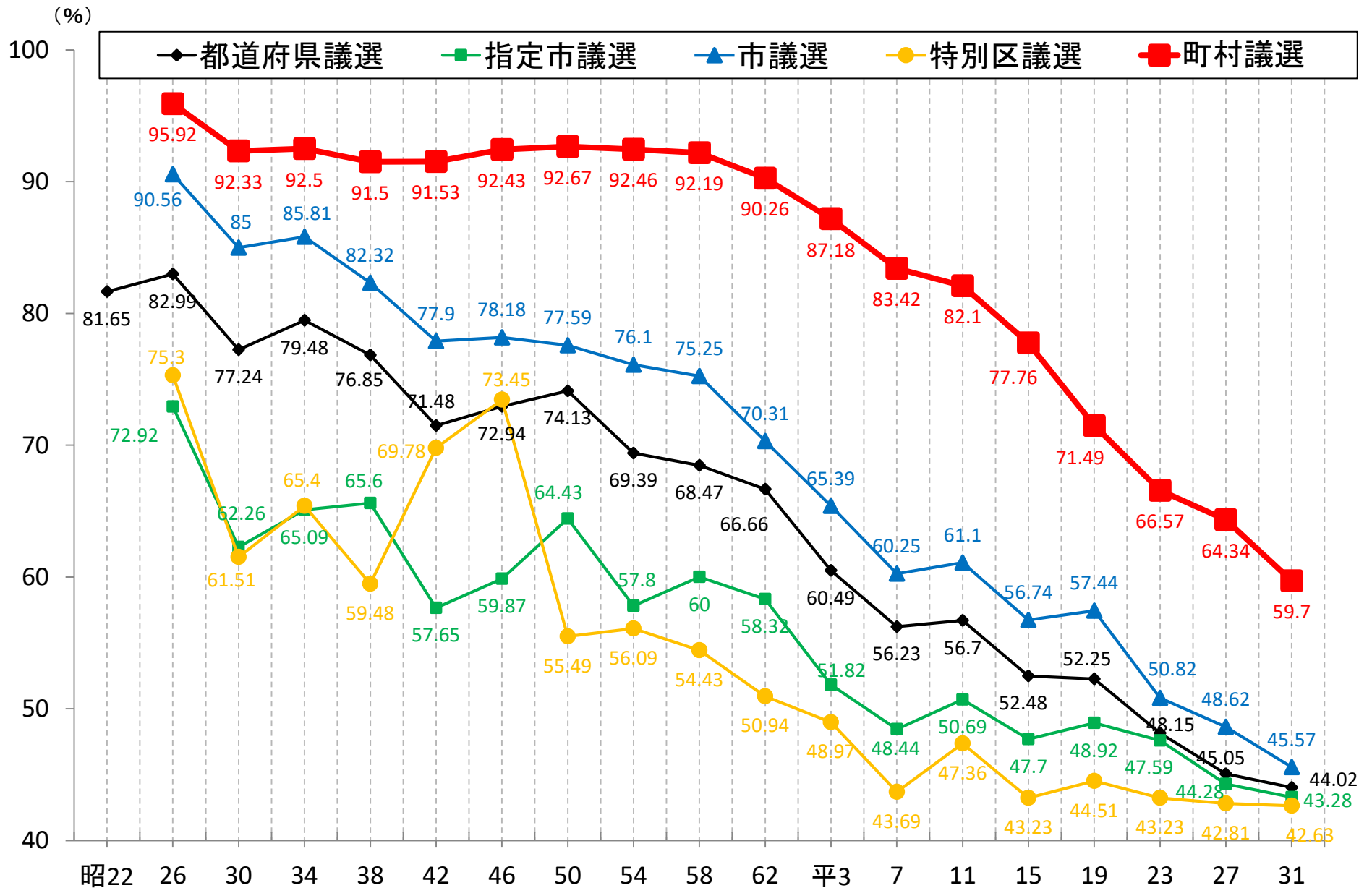
出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移



出所:総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。(本調査は、統一地方選挙の際に実施したもの)
 注1:第1回、第2回統一地方選挙の際には調査を実施せず。
 注2:市については、東京都特別区を除く。

統一地方選挙における投票率の推移



出所：総務省「地方選挙結果調」等を基に作成。(本調査は、統一地方選挙の際に実施したもの)
 注：昭和22年の市区町村議選の内訳は調査していない。

(参考) 平成31年統一地方選挙 投票結果

○投票率は、都道府県知事の選挙を除き、統一地方選挙が始まった昭和22年以降、最も低い。

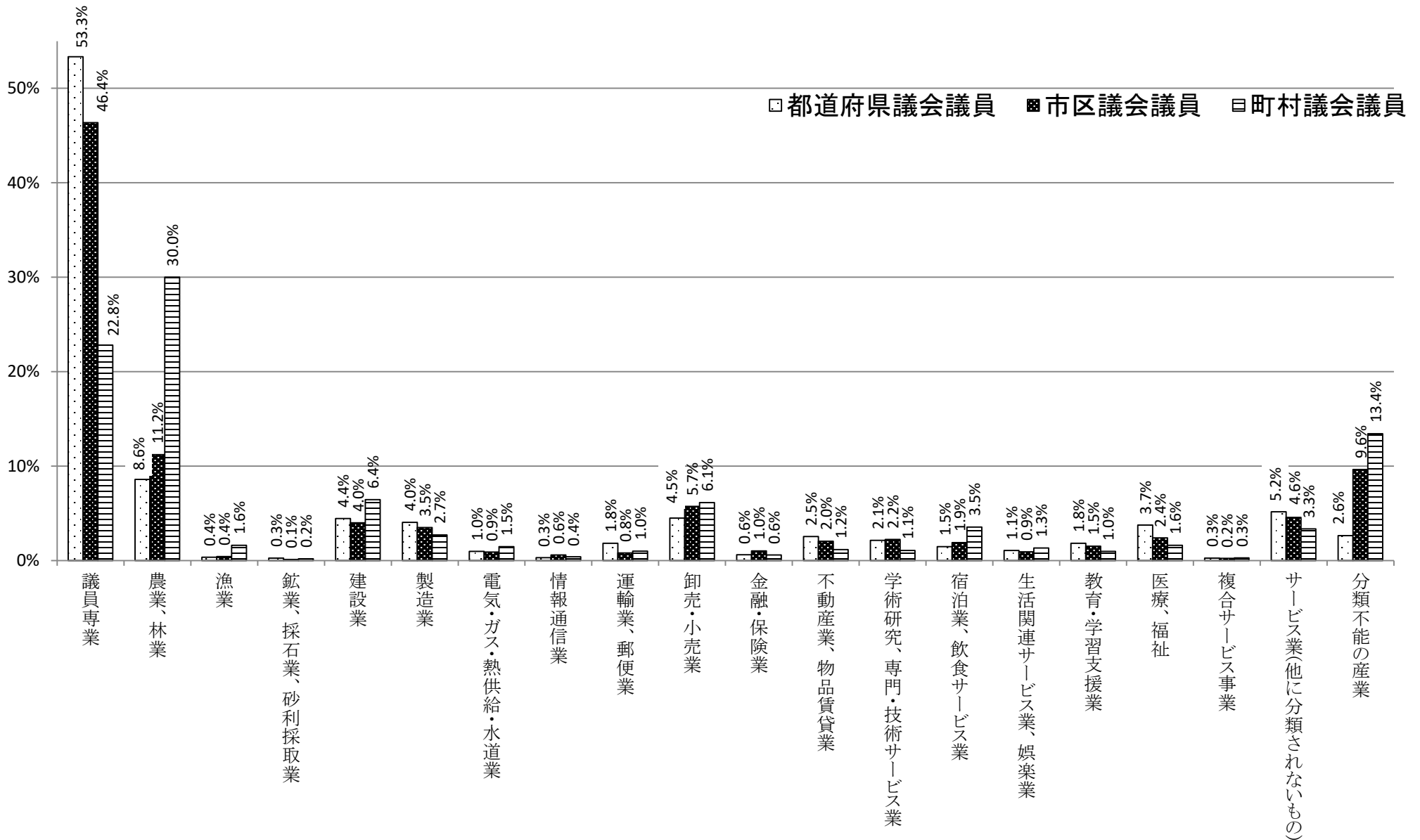
		当日有権者数 (A)	投票者数 (B)	うち 期日前投票者数 (C)	投票率 (B)/(A)	投票者数に占める 期日前投票者の割合 (C)/(B)	(参考)前回		増減	
							投票率	投票者数に占める 期日前投票者の割合	投票率	投票者数に占める 期日前投票者の割合
都道府県	知事	29,306,190	13,986,257	3,753,150	47.7%	26.8%	47.1%	22.5%	0.6%	4.3%
	議員	63,841,981	28,102,203	7,739,836	<u>44.0%</u>	27.5%	45.1%	22.3%	△ 1.0%	5.3%
指定都市	長	6,632,715	3,373,129	814,569	<u>50.9%</u>	24.1%	51.6%	19.6%	△ 0.7%	4.5%
	議員	19,364,621	8,380,099	2,180,069	<u>43.3%</u>	26.0%	44.3%	22.2%	△ 1.0%	3.8%
市区	長	10,262,825	4,744,189	1,213,591	<u>46.2%</u>	25.6%	48.3%	21.0%	△ 2.1%	4.6%
	議員	37,353,313	16,830,526	4,504,487	<u>45.1%</u>	26.8%	47.6%	21.7%	△ 2.6%	5.0%
町村	長	585,710	382,059	117,885	<u>65.2%</u>	30.9%	69.1%	25.5%	△ 3.8%	5.3%
	議員	2,787,591	1,664,288	491,077	<u>59.7%</u>	29.5%	64.3%	24.9%	△ 4.6%	4.6%

※ 下線は、投票率が昭和22年以降最も低いもの

出典：総務省選挙部

地方議員の概況

地方議会議員の概況①（職業別）

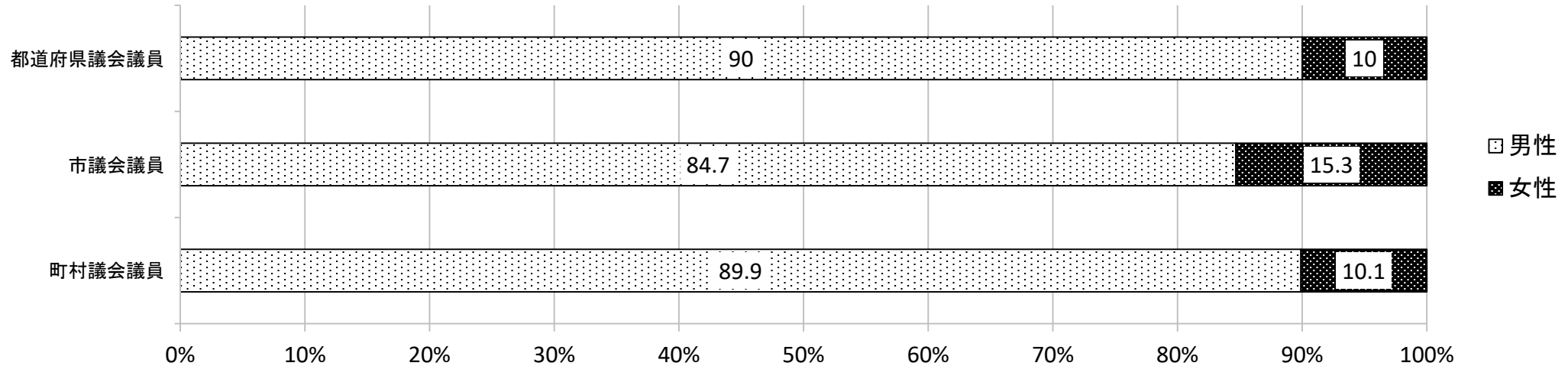


注：都道府県のうち、福島県、群馬県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、大分県は除かれている。

出典：全国都道府県議会議長会「全国都道府県議会議員職業別調」（平成27年7月1日現在）
 全国市議会議長会「市議会議員の属性に関する調」（令和元年7月1日現在）
 全国町村議会議長会「第64回町村議会実態調査の概要」（平成30年7月1日現在）

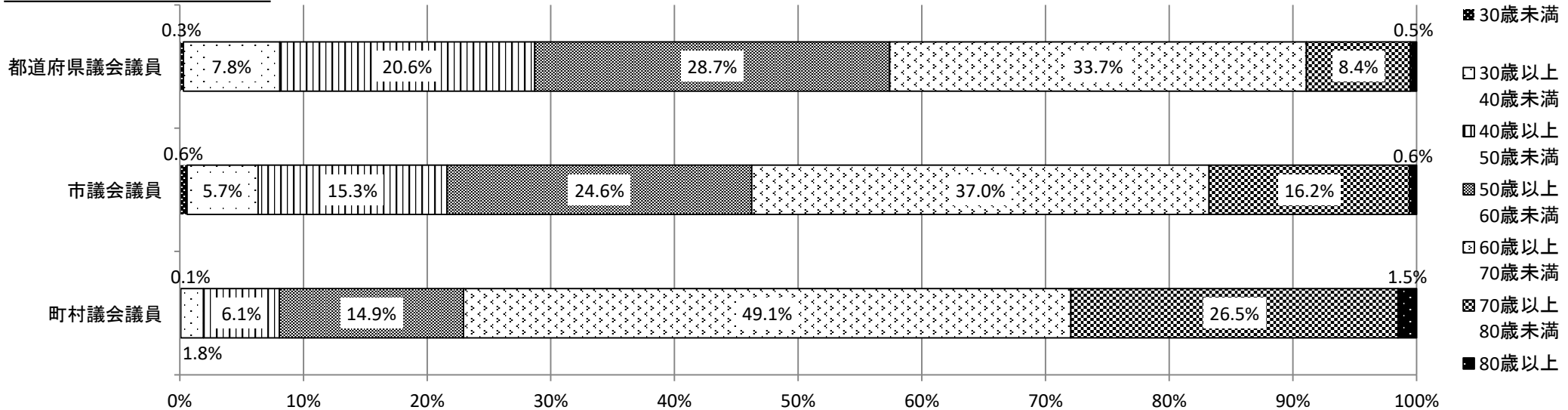
地方議会議員の概況②（性別、年齢別）

○ 男女の比率



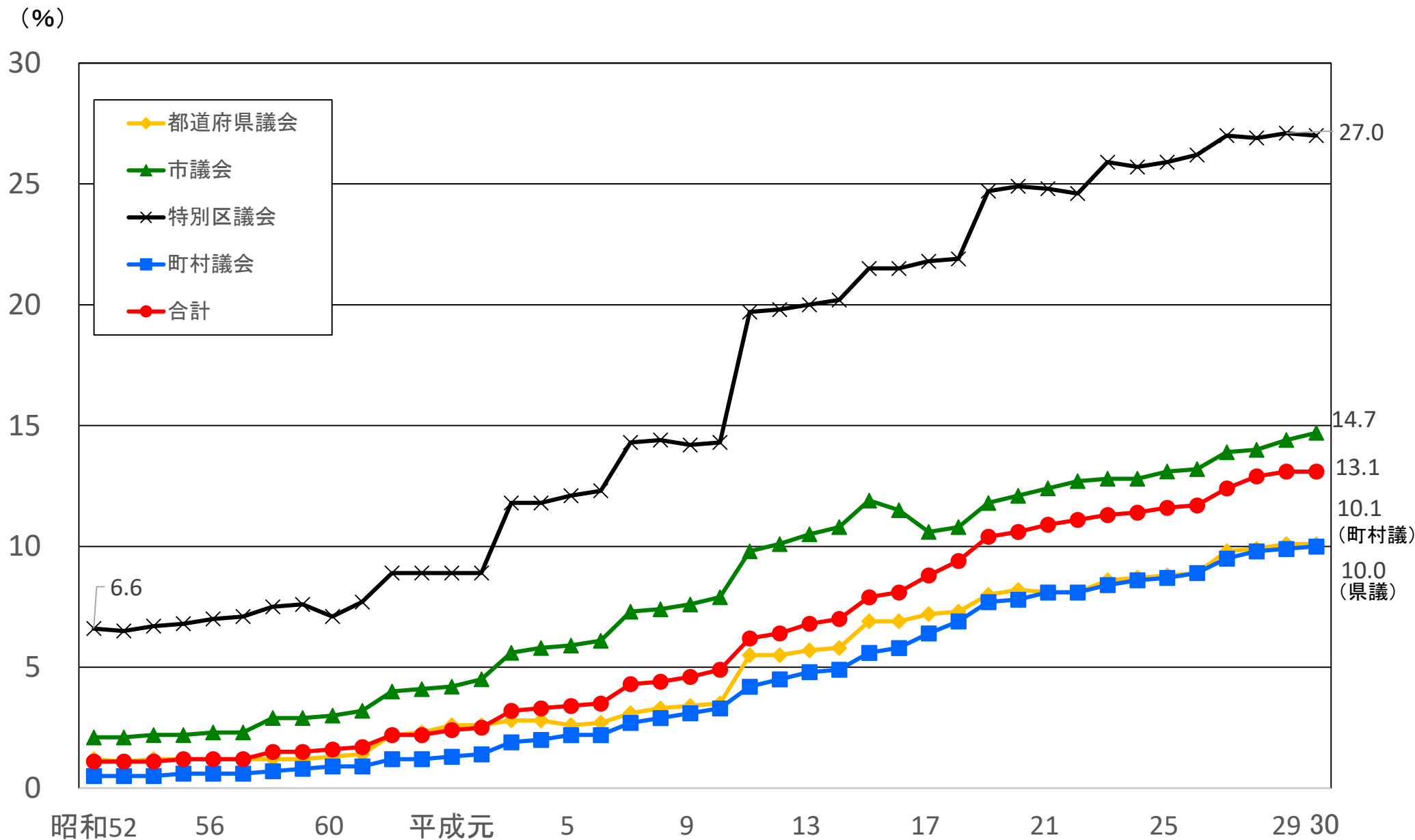
出典：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」（平成30年12月31日現在）

○ 年齢別の状況



出典：全国都道府県議会議員長会「都道府県議会提要」（平成27年7月1日現在）
 全国市議会議員長会「市議会議員の属性に関する調」（令和元年7月1日現在）
 全国町村議会議員長会「第64回町村議会実態調査結果の概要」（平成30年7月1日現在）

地方議会議員の概況（女性議員の割合の推移）



出所：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」等より作成（各年12月31日現在）

平成31年統一地方選挙 女性の当選者数

○当選者数に占める女性当選者の割合：道府県議選、指定都市議選、市区議選、市区長選、町村議選において過去最高

○女性の当選者数：道府県議選、指定都市議選、市区議選、市区長選において過去最高

		当選者数		女性 当選者 の割合 (C)/(B)	(参考)前回			増減		
		(B)	うち女性 (C)		当選者数	うち女性	女性 当選者 の割合	当選者数	うち女性	女性 当選者 の割合
都道府県	知事	11	-	-	10	1	10.0%	△ 1	△ 1	△ 10.0%
	議員	2,277	237	10.4%	2,284	207	9.1%	△ 7	30	1.3%
指定都市	長	6	-	-	5	-	-	1	-	-
	議員	1,012	211	20.8%	1,022	178	17.4%	△ 10	33	3.4%
市区	長	97	6	6.2%	100	4	4.0%	△ 3	2	2.2%
	議員	7,509	1,482	19.7%	7,682	1,330	17.3%	△ 173	152	2.4%
町村	長	121	-	-	122	-	-	△ 1	-	-
	議員	4,222	523	12.4%	4,265	443	10.4%	△ 43	80	2.0%

出典：総務省選挙部

無投票団体の状況

平成31年統一地方選挙 無投票当選の状況

○無投票当選者数の割合：道府県議選と町村議選において過去最高

○立候補者数が定数割れとなった団体：8団体において計9人

あつまちょう おこっぺちょう なかさつないむら はまなかちょう たつのまち やまのうちまち こうたちょう
 (北海道)厚真町・興部町・中札内村・浜中町、(長野県)辰野町・山ノ内町、(愛知県)幸田町、
 つなぎまち
 (熊本県)津奈木町

不足数：北海道浜中町 2人不足、その他 1人不足

	選挙数		無投票当選数		(参考) 前回				増減			
					選挙数		無投票当選数		選挙数		無投票当選数	
	選挙区数	定数	選挙区数	当選人数	選挙区数	定数	選挙区数	当選人数	選挙区数	定数	選挙区数	当選人数
都道府県議 (41)	945 (100.0%)	2,277 (100.0%)	371 (39.3%)	612 (26.9%)	960 (100.0%)	2,284 (100.0%)	321 (33.4%)	501 (21.9%)	△ 15 -	△ 7 -	50 (5.8%)	111 (4.9%)
指定市議 (17)	160 (100.0%)	1,012 (100.0%)	7 (4.4%)	34 (3.4%)	160 (100.0%)	1,022 (100.0%)	2 (1.3%)	17 (1.7%)	0 -	△ 10 -	5 (3.1%)	17 (1.7%)
市区議 (314)	314 (100.0%)	7,511 (100.0%)	11 (3.5%)	182 (2.4%)	317 (100.0%)	7,682 (100.0%)	15 (4.7%)	246 (3.2%)	△ 3 -	△ 171 -	△ 4 (△ 1.2%)	△ 64 (△ 0.8%)
町村議 (375)	375 (100.0%)	4,233 (100.0%)	93 (24.8%)	988 (23.3%)	373 (100.0%)	4,269 (100.0%)	89 (23.9%)	930 (21.8%)	2 -	△ 36 -	4 (0.9%)	58 (1.6%)
計	1,794 (100.0%)	15,033 (100.0%)	482 (26.9%)	1,816 (12.1%)	1,810 (100.0%)	15,257 (100.0%)	427 (23.6%)	1,694 (11.1%)	△ 16 -	△ 224 -	55 (3.3%)	122 (1.0%)

※()内は執行団体数。なお、前回の執行団体数は都道府県議41、指定市議17、市区議316、町村議373

出典：総務省選挙部

統一地方選挙における無投票当選の実績（都道府県）

都道府県	選挙区数	無投票となった選挙区	
北海道	46	21	45.7%
青森県	16	6	37.5%
岩手県	16	8	50.0%
宮城県	23	8	34.8%
秋田県	14	8	57.1%
山形県	17	9	52.9%
福島県	19	9	47.4%
茨城県	32	13	40.6%
栃木県	16	6	37.5%
群馬県	18	6	33.3%
埼玉県	52	22	42.3%
千葉県	42	17	40.5%
東京都	42	0	-
神奈川県	48	13	27.1%
新潟県	27	7	25.9%
富山県	13	4	30.8%
石川県	14	7	50.0%
福井県	12	4	33.3%
山梨県	16	5	31.3%
長野県	23	9	39.1%
岐阜県	26	16	61.5%
静岡県	33	10	30.3%
愛知県	55	26	47.3%
三重県	17	5	29.4%

都道府県	選挙区数	無投票となった選挙区	
滋賀県	13	3	23.1%
京都府	25	5	20.0%
大阪府	53	8	15.1%
兵庫県	39	15	38.5%
奈良県	16	4	25.0%
和歌山県	14	7	50.0%
鳥取県	9	2	22.2%
島根県	12	4	33.3%
岡山県	19	10	52.6%
広島県	23	14	60.9%
山口県	15	5	33.3%
徳島県	13	6	46.2%
香川県	13	9	69.2%
愛媛県	13	5	38.5%
高知県	17	5	29.4%
福岡県	45	18	40.0%
佐賀県	13	7	53.8%
長崎県	16	7	43.8%
熊本県	21	12	57.1%
大分県	16	8	50.0%
宮崎県	14	7	50.0%
鹿児島県	21	9	42.9%
沖縄県	13	1	7.7%
計	1,090	406	37.2%

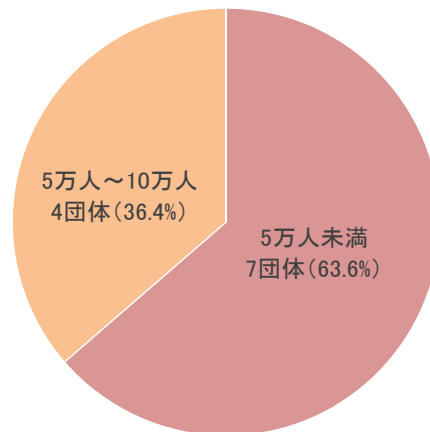
※平成31年統一地方選で選挙が行われなかった6都県(岩手県、宮城県、福島県、茨城県、東京都、沖縄県)は、直近に行われた選挙の状況。 出典：総務省選挙部

過去の統一地方選挙における無投票当選の実績（市区町村議会）

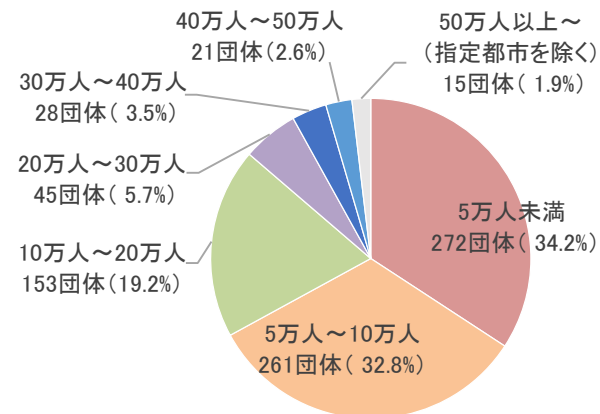
○市区議会

統一選実施年	無投票当選団体/統一選実施団体(割合)	無投票当選団体の人口段階別内訳						
		5万人未満	5万人～10万人	10万人～20万人	20万人～30万人	30万人～40万人	40万人～50万人	50万人～(指定都市を除く)
H31	11/314 (3.5%)	7	4	0	0	0	0	0
H27	15/295 (5.1%)	10*	5	0	0	0	0	0
H23	9/314 (2.9%)	3	5*	1*	0	0	0	0
H19	18/330 (5.5%)	4*	6*	1*	1*	1*	3*	2*

H31無投票当選団体(11団体)の人口段階別内訳



(参考)市区数の人口段階別内訳(H31)



※ 市内の一部の選挙区において無投票当選となった市を含む。

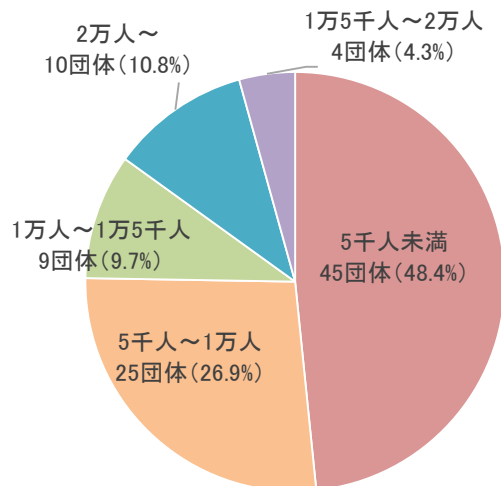
注) 人口については平成27年国勢調査による。

注) 人口段階区分については、全国市議会議長会「市議会議員定数に関する調査結果」(平成30年12月31日)による。

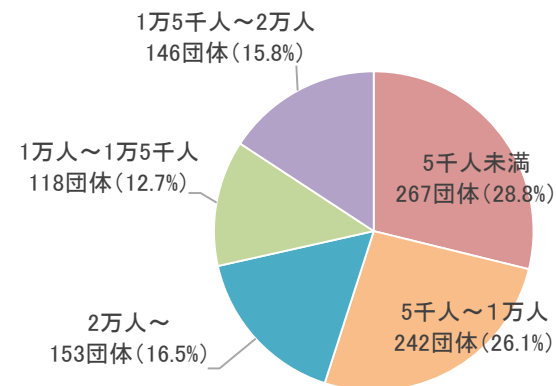
○町村議会

統一選実施年	無投票当選団体/統一選実施団体(割合)	無投票当選団体の人口段階別内訳				
		5千人未満	5千人～1万人	1万人～1万5千人	1万5千人～2万人	2万人～
H31	93 / 375 (24.8%)	45	25	9	4	10
H27	89 / 373 (23.9%)	51	16	13	3	6
H23	84 / 374 (22.5%)	39*	23	8	7*	7
H19	67 / 448 (15.0%)	33*	20	6	5	3

H31無投票当選団体(93団体)の人口段階別内訳



(参考)町村数の人口段階別内訳(H31)



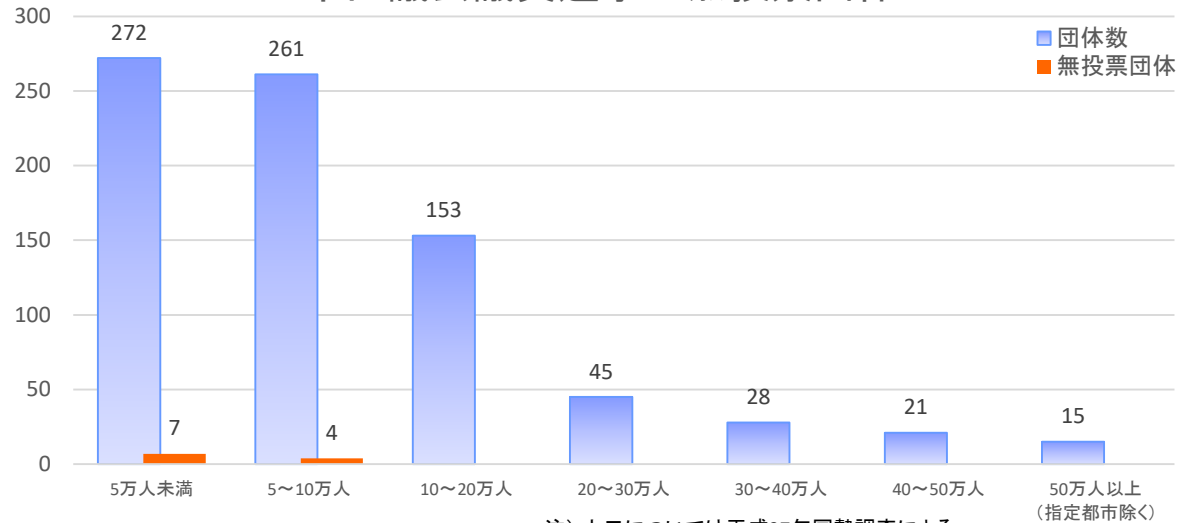
※ 町村内の一部の選挙区において無投票当選となった町村を含む。

注) 人口については平成27年国勢調査による。

注) 人口段階区分については、全国町村議会議長会「第64回町村議会実態調査結果の概要」(平成30年7月1日)による。

統一地方選挙における無投票当選の実績（市区町村議会）

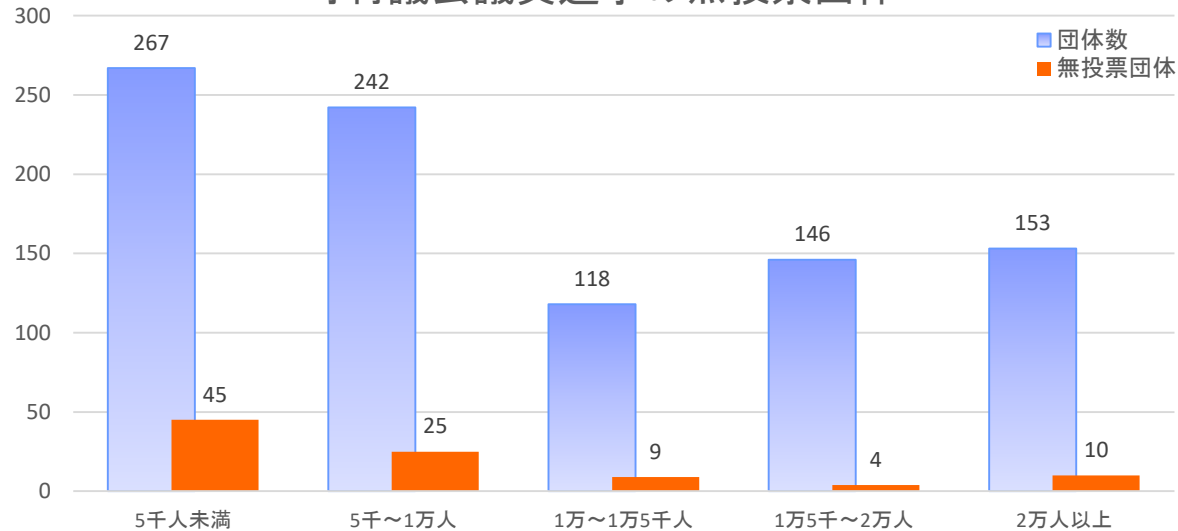
市区議会議員選挙の無投票団体



注) 人口については平成27年国勢調査による。

注) 人口段階区分については、全国市議会議員定数に関する調査結果(平成30年12月31日)による。

町村議会議員選挙の無投票団体

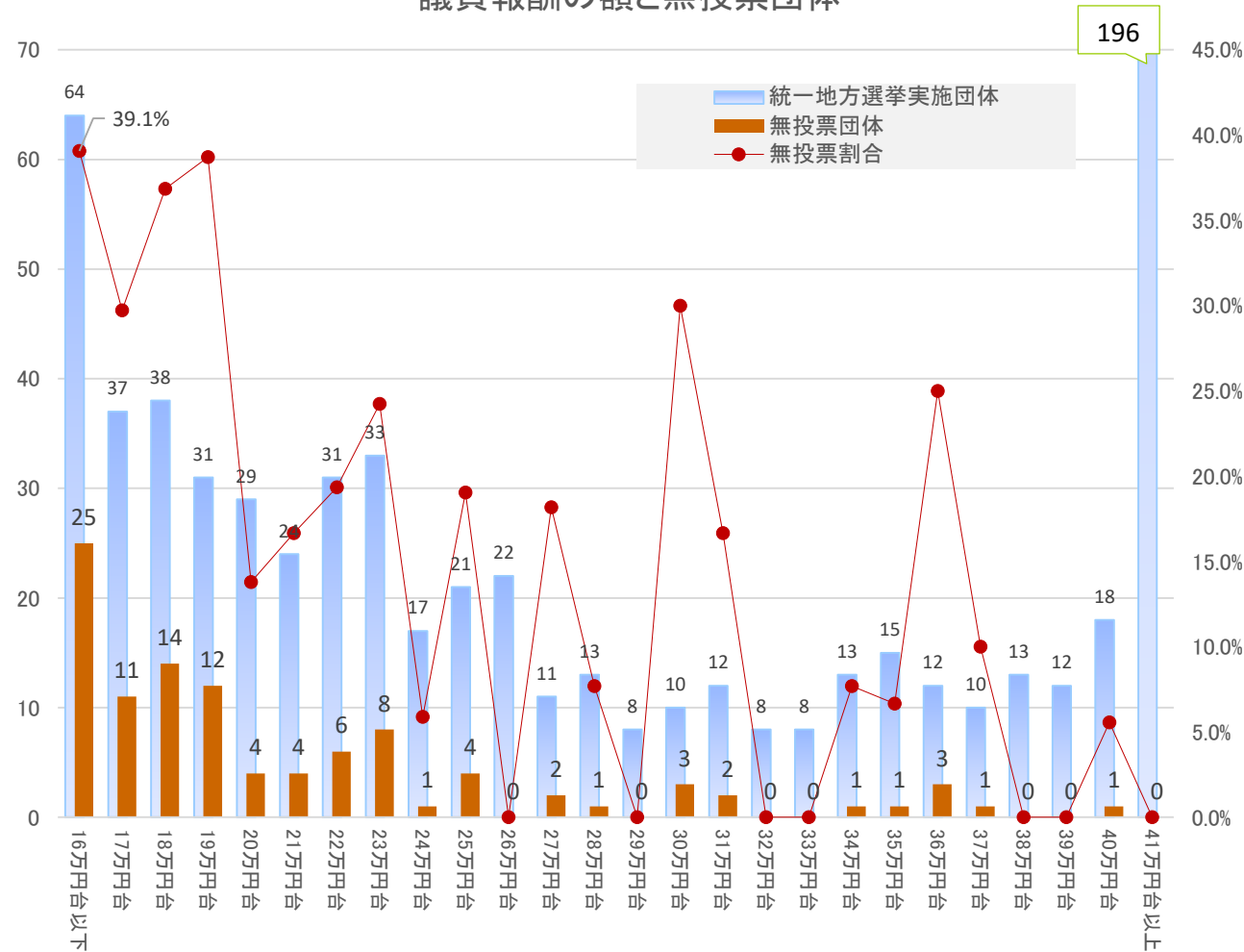


注) 人口については平成27年国勢調査による。

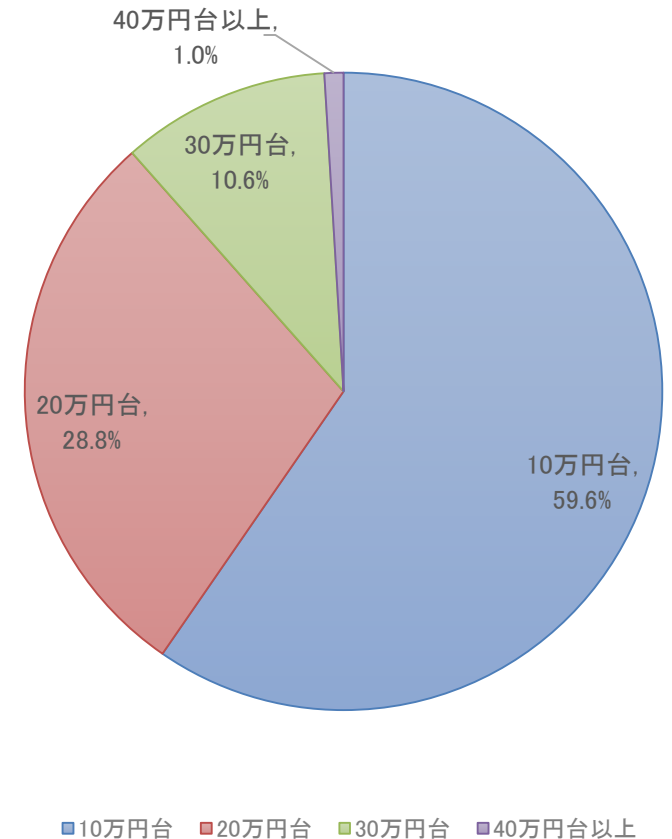
注) 人口段階区分については、全国町村議会議員定数に関する調査結果(平成30年7月1日)による。

議員報酬と無投票団体（市区町村議会）

議員報酬の額と無投票団体



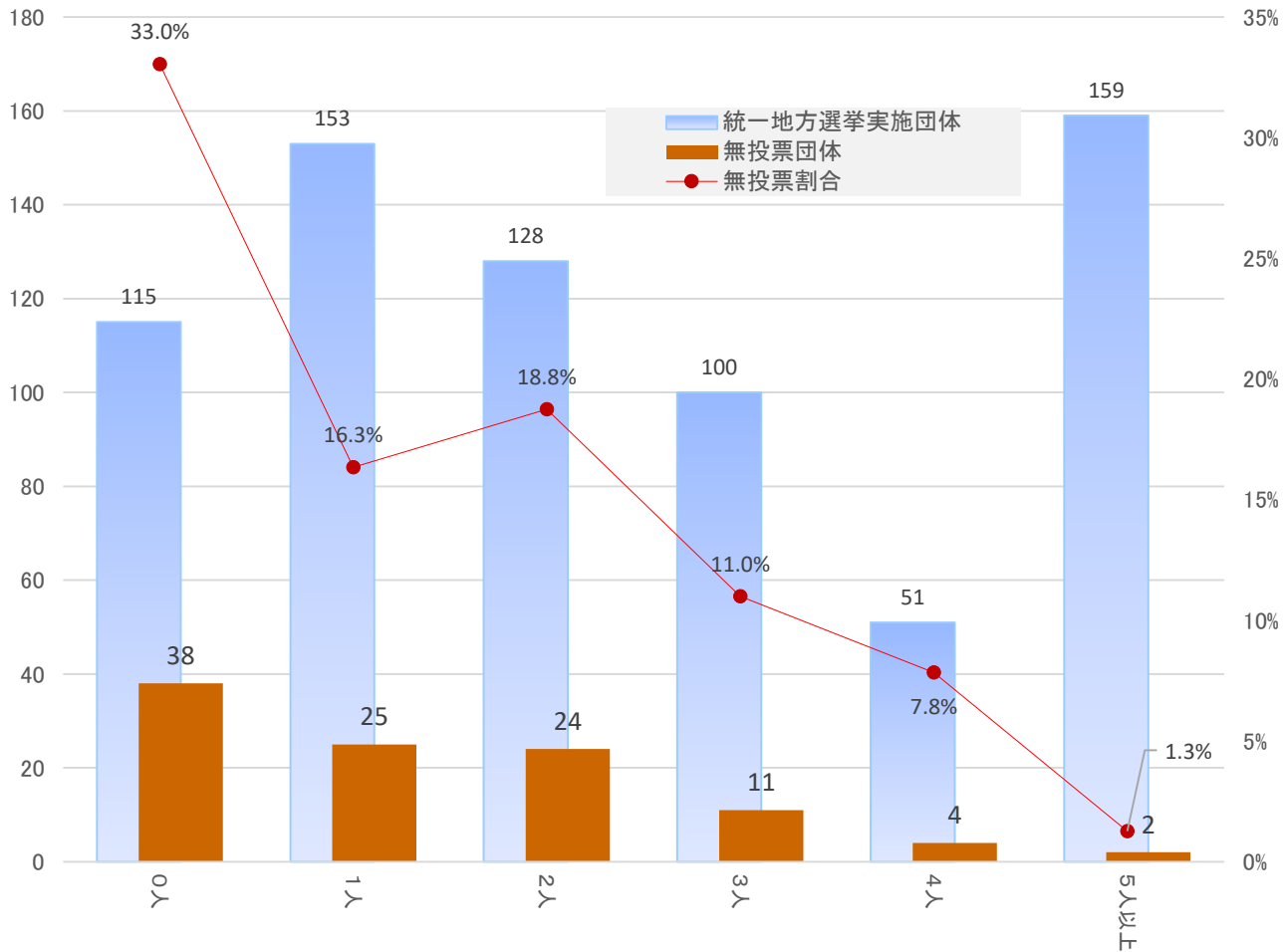
無投票団体の議員報酬の水準



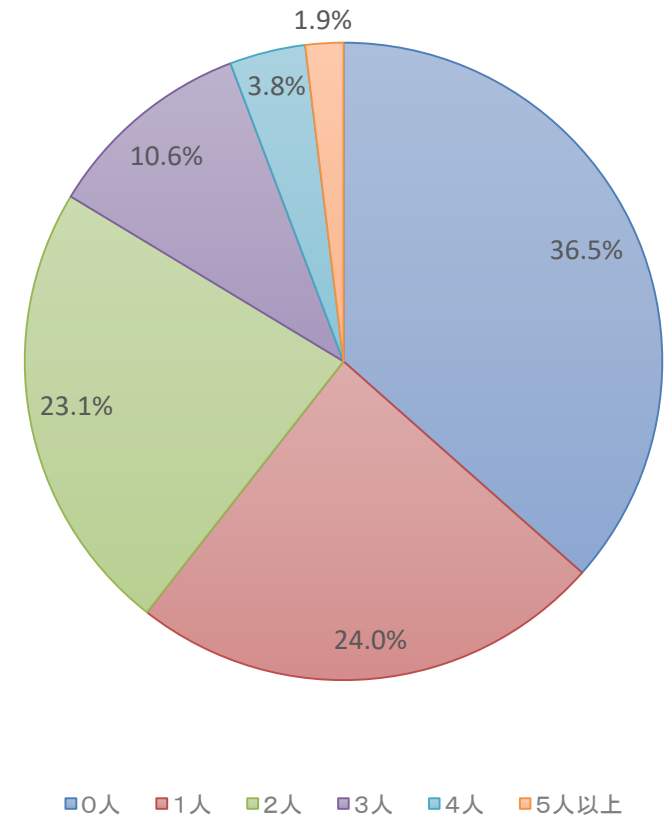
出典：「平成30年給与実態調査」(総務省)から作成

女性議員数と無投票団体（市区町村議会）

女性議員数と無投票団体



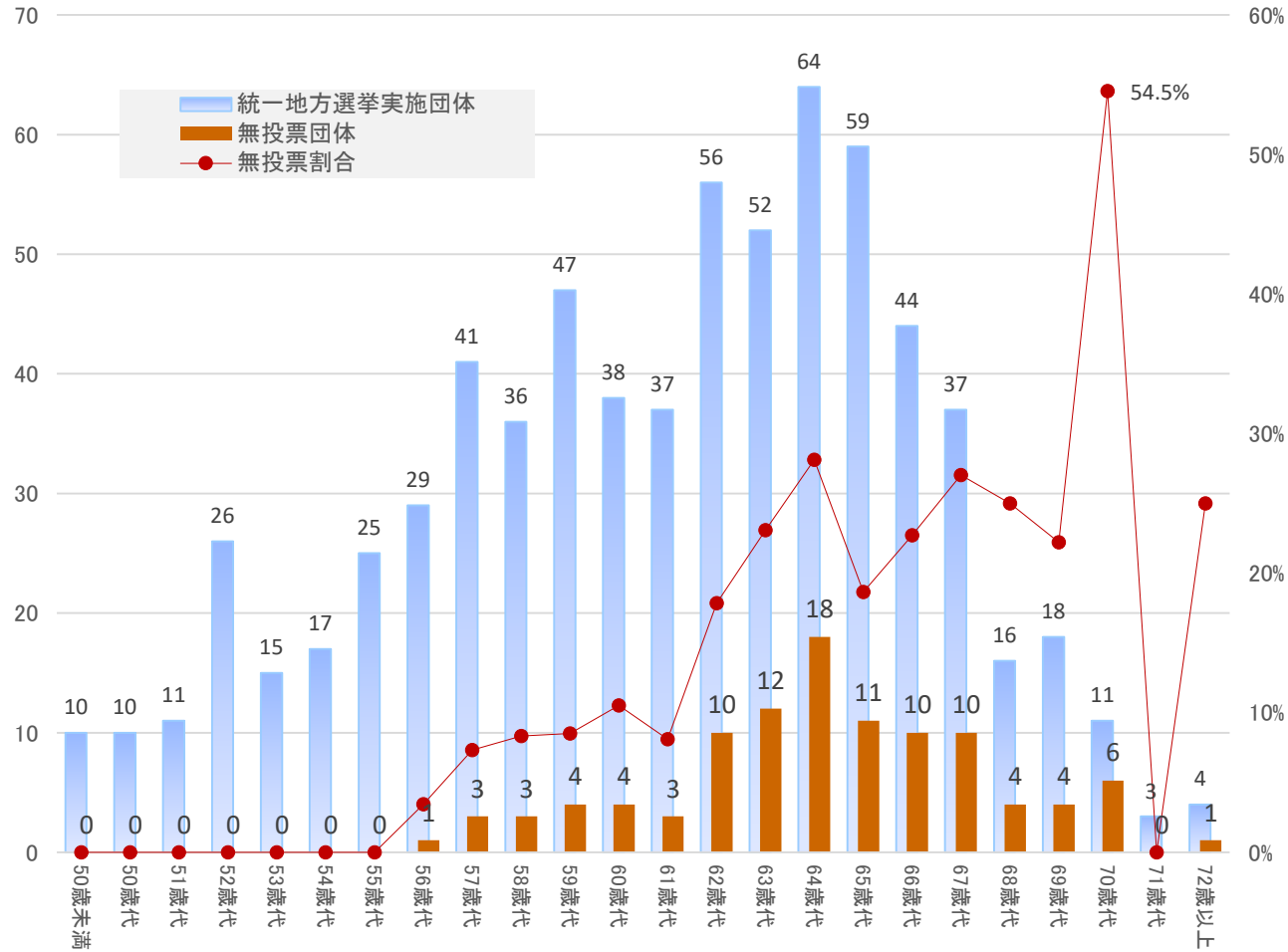
無投票団体の女性議員数



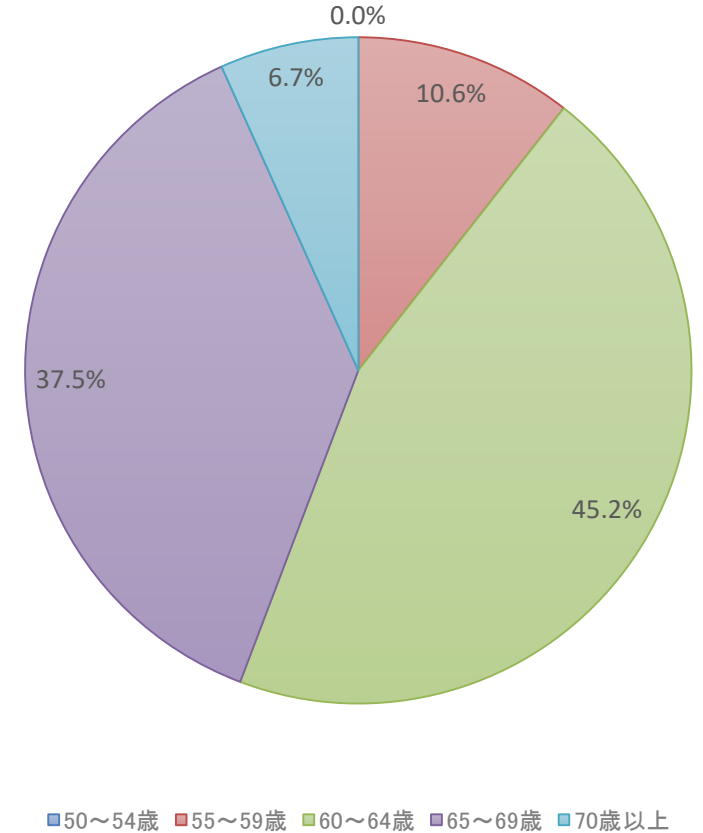
出典：総務省選挙部資料から作成

平均年齢と無投票団体（市区町村議会）

議員の平均年齢と無投票団体



無投票団体の議員の平均年齢



出典：全国市議会議長会「市議会議員の属性に関する調」（令和元年7月1日現在）
 全国町村議会議長会「第64回町村議会実態調査結果の概要」（平成30年7月1日現在）から作成

(参考) 地方議会の沿革等

地方自治制度（議会制度）の変遷①

年月	地方自治制度		その他
	府県	市町村	
明治11年 (1878)	<p>○三新法制定(府県会規則)</p> <ul style="list-style-type: none"> 府県会規則により府県に公選議員からなる府県会を設置し、地方税により支弁すべき経費及びその徴収方法についての議定権付与 	<p>○三新法制定(郡区町村編制法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 府県の下に郡区町村を設置 	
明治13年 (1880)		<p>○区町村会法制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 区町村に公選議員からなる区町村会を設け、公共に関する事件及びその経費の支出・徴収方法の議定権付与 	
明治21年 (1888)		<p>○市制町村制制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例・規則の制定権付与 市町村会は公民の等級選挙制に基づく公選名誉職議員で構成し、市町村に関する一切の事件及び委任された事件を議決 執行機関は、市にあっては市長及び市参事会(市長・助役・名誉職参事会員で構成)、町村にあっては、町村長とし、市長は内務大臣選任、他は市会・町村会で選挙 	
明治23年 (1890)	<p>○府県制制定</p> <ul style="list-style-type: none"> 府県会は、府県内郡市の複選制選挙による名誉職議員で構成し、予算決定、決算報告認定等を議決 		○郡制制定
明治32年 (1899)	<p>○府県制全文改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 府県会は各選挙区選出議員で構成(複選制廃止) 		○郡制全文改正
明治44年 (1911)		<p>○市制町村制全文改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の執行機関を独任制の市長とし、市参事会は副議決機関化、市参与制度設置、市町村会議員・財務に関する規定の整備 	
大正10年 (1921)		<p>○市制町村制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接市町村税納税者を公民とし(公民権拡張)、町村会議員の等級選挙を廃止し、市を2級選挙制に改め、議員選挙の規定整備 	○郡制廃止
大正11年 (1922)	<p>○府県制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 府県会議員の選挙権・被選挙権を府県内の直接国税納入者に拡大 		

地方自治制度（議会制度）の変遷②

年月	地方自治制度		その他
	府県	市町村	
大正15年 (1926)	<p>○府県制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 道府県会議員について普通選挙制導入 	<p>○市制町村制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村会議員について普通選挙制導入 市長は市会による選挙により選任 	
昭和4年 (1929)	<p>○府県制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 条例・規則制定権付与、議員に発案権及び議会招集請求権付与、知事の原案執行権の制限強化、議会の知事に対する権限委任規定整備 	<p>○市制町村制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村会議員に発案権付与、市町村会・市参事会の意見提出権拡大、市参事会の構成変更、市町村長の原案執行権の制限強化、議会の市町村長に対する権限委任規定整備 	
昭和18年 (1943)	<p>○府県制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 法律命令による新たな事務委任を認める 	<p>○市制町村制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 国又は道府県等の事務委任根拠を法律勅令から法律命令に拡大 市長は市会の推薦を受けて内務大臣が選任、町村長は町村会において選挙し府県知事認可 市町村会の議決事項制限列举、軽易事項の議決不要 	
昭和21年 (1946)	<p>○府県制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民の選挙権・被選挙権を拡充、府県知事の公選、議会の権限強化、議会の解散権を長に付与 	<p>○市制町村制改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民の選挙権・被選挙権を拡充、市町村長の公選、議会の権限強化、議会の解散権を長に付与 	
昭和22年 (1947)	○地方自治法制定		

※地方自治法制定後の主な沿革は次頁以降参照

地方議会に関する規定

日本国憲法

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第九十五条 一の地方公共団体のみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

< 逐条地方自治法 新版第9次改訂版（松本英昭著） >

第六章 議会（抄）

民主主義の下においても、国民や住民が意見を直接国や地方公共団体に表明し、また関係する国民や住民が一堂に会して熟議して、政治・行政を行うことを原則とすることは、現実には、一般的に無理である。そこで、必然的に代表者を選ぶことによって、民主主義の要請に応えることとなる。これがいわゆる代議制であり、間接民主主義の制度である。

地方議会はこのような間接民主制に欠かすことのできないものである。もっとも、我が国の地方公共団体においては、議会の議員も長も、直接公選であり、議会とともに長も住民代表機関である。このような仕組みを二代表制と呼んでいる。我が国の地方公共団体は、このような二代表制の仕組みによる首長制を基本構造としている。そして、議会が立法機関であるが、長にも規則制定権があり、長も立法機能を有する。

地方議会は、住民の代表機関で、住民全体を代表する機関である。そして、その機能は、自治立法（自主法）の定立や予算の議決をすることを中核的権能とする団体の意思決定機関であり、それを基盤として政策形成機能をも有する（政策形成機能は、執行機関も有する。）。また、執行機関を監視する監視機関としての機能を担っている。さらに、多様な民意の反映、利害の調整、住民の意見の集約といった機能を有する機関でもある。

地方自治法改正の主な沿革

	議会制度					
	招集・会期 § 101	身分・報酬 § 93①、§ 100	議員定数 § 91	組織・審議体制 § 138①	議案提出権等 § 112①②	意見提出権 § 99
昭和22年 (地方自治法制定)	<ul style="list-style-type: none"> ・長が招集 ・議員定数の四分の一以上により臨時会請求可能 ・定例会・毎年6回以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・任期4年 ・報酬・実費弁償の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数の法定定数を定めた(都道府県) ・議員定数の法定定数を定め、条例により定数の減少を認めた(市町村) 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会に書記長及び書記を置く(市町村は書記長を置かないことができる) ・常任委員会・特別委員会制度創設 ・常任委員会で公聴会の開催可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算を除き議員に議案提出権(発案議員数1人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・長の事務について、議会は説明を求め、意見を述べることができる(以降、累次の行政委員会等の整備あり) ・当該地方公共団体の公益に関する事件について意見書を関係行政庁に提出できる
昭和25年				<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県に議会事務局を配置し、市に議会事務局を設置可能に 		
昭和27年	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会：毎年4回 		<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数を条例により定数の減少を可能に(都道府県) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会で公聴会の開催可能 		
昭和31年	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会：毎年4回以内において条例で定める回数 	<ul style="list-style-type: none"> ・議員に条例で期末手当を支給可能に 		<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会数を人口段階で制限、議員の常任委員会の所属数を1に 	<ul style="list-style-type: none"> ・議案提出には議員定数8分の1以上の賛成を必要とする ・修正動議の規定を整備 	
昭和33年				<ul style="list-style-type: none"> ・町村に議会事務局を設置可能に 		
昭和44年						
昭和52年						
平成3年				<ul style="list-style-type: none"> ・都の特例を整備 ・都の特例を改正 		
平成11年			<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数の法定定数の廃止(条例定数制度の導入) ・市町村議会の議員定数の人口区分の大括り化等 	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会・特別委員会で参考人招致を可能に ・議会運営委員会を設置可能に 	<ul style="list-style-type: none"> ・議案・修正動議の提出には議員定数12分の1以上の賛成を必要とする ・条例制定権の強化(「法令に反しない限り」全ての事務について条例制定が可能に) 	
平成12年		<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査費制度の創設 		<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会数の人口段階による制限の廃止 		<ul style="list-style-type: none"> ・国会に対する地方議会の意見書の提出権を整備
平成14年				<ul style="list-style-type: none"> ・議員派遣制度の創設 		
平成16年	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会の招集回数の自由化 					
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> ・議長への臨時会の招集請求権の付与 ・臨時会の招集請求があった場合に長は20日以内に招集する義務 			<ul style="list-style-type: none"> ・議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止等 ・学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることができる制度の創設 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会に議案提出権を付与 	
平成20年		<ul style="list-style-type: none"> ・行政委員会の委員等の報酬の規定から議員報酬の規定を分離し「議員報酬」に改称 		<ul style="list-style-type: none"> ・会議規則に定めるところにより議案の審査の場等の設置を可能に 		
平成23年			<ul style="list-style-type: none"> ・議員定数の法定上限の撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> ・議会事務局等の共同設置が可能に 		
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> ・通年会期制の導入 ・長が議会を招集しない場合の、議長への臨時会招集権の付与 	<ul style="list-style-type: none"> ・政務調査費から政務活動費への改正 		<ul style="list-style-type: none"> ・委員会に関する法定事項の簡素化・条例委任 ・公聴会、参考人招致の本会議実施の法定化 		

	議会制度		長と議会の関係			
	議決事件 § 96	議会の検査権・調査権 § 98①、§ 100	長の出席義務 § 121	長の再議 § 176	長の専決処分 § 179、§ 180	長の不信任議決、 長による議会解散 § 178
昭和22年 (地方自治法制定)	・議決事件の規定(条例の改廃、予算の決定、決算の認定、使用料等の賦課徴収、権利の放棄等)	・地方公共団体の事務に係る書面検査権を規定(以後、累次の行政委員会等の整備あり) ・監査委員への監査請求権を規定 ・議会の調査権を創設	・議長から出席を求められた場合の長の議場への出席義務を規定(以後、累次の行政委員会等の整備あり)	・一般再議、違法再議、収支不能再議、義務費再議、災害応急等再議を規定	・専決処分の要件として①議会が成立しないとき、②会議をひらくことができないとき、③招集する暇がないと認めるとき、④議決すべき事件を議決しないときと規定 ・専決処分を行った場合、長は次の議会に報告し承認を求める ・議決により指定した簡易な事項について長は専決処分することができる	・議会は議員数の3分の3以上の出席のもとその4分の3以上の同意により長の不信任を議決することができる ・不信任議決を行った場合に長は10日以内に議会を解散できる ・解散しないとき、解散後の議会でも再度不信任の議決があった場合の長の失職
昭和23年	・議決事件の追加(条例で定める財産の取得又は処分及び営造物の設置又は処分、条例で定める契約の締結等)			・一般再議を創設、議決要件を出席議員の3分の2とした		
昭和25年						・解散後の議会での再度の不信任議決の要件を議員数の3分の2以上の出席・その過半数同意とした
昭和31年	・議決事件の整理(条例で定める財産の取得又は処分、契約の締結について、「重要なもの」に整理)			・違法再議の結果なお違法と認める場合の内閣総理大臣等への審査請求等を整備		
昭和38年	・議決事件の整理(契約の締結、財産の取得又は処分について、「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める」ものに改定)。政令基準制定。					
昭和52年	・議決対象となる契約の基準を定める政令を改正(金額の増額)					
昭和61年	・議決事件の追加(財産の信託) ・政令の財産の取得・処分の基準に信託受益権の売買を追加					
平成3年		・検査権及び監査請求権の範囲の拡大(政令で定めるものを除く機関委任事務も対象)				
平成5年	・議決対象となる契約の基準を定める政令を改正(金額の増額)					
平成11年		・検査権及び監査請求権の範囲の拡大(政令で定めるものを除く自治事務・法定受託事務を対象)				
平成18年					・③について、「特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らか」であることに限定	
平成23年	・法定受託事務を議決事件の追加対象に					
平成24年		・選挙人等の出頭を求めることができる場合の制限	・正当な理由がある場合の長の議場への出席義務の免除	・一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件等に拡大(議決要件は過半数) ・収支不能再議を廃止	・専決処分の対象から副知事・副市町村長を除外 ・専決処分を議会が承認しない場合の長の作為義務を規定	

地方自治法改正の概要①（地方分権一括法(H11)以降）

改正年	項目	条文	内容
平成11年 分権一括法	条例制定権の拡大	§ 14	・ 機関委任事務の廃止に伴い、現行制度と同様「法令に反しない限り」全ての事務について条例を制定することができることとされた。
	百条調査権の 対象拡大	§ 100	・ 機関委任事務の廃止に伴い、自治事務にあつては「労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるもの」、法定受託事務にあつては「国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるもの」を除き、すべての事務に調査権が及ぶこととされた。
	議案の提出要件 及び修正動議の 発議要件の緩和	§ 112①	・ 議案の提出要件である「8分の1以上の者の賛成」及び「8分の1以上の者の発議」を「12分の1以上の者の賛成」及び「12分の1以上の者の発議」に改めることとされた。
	議員定数の 法定定数の廃止 (条例制定数制度 の導入)	§ 90	・ 法定定数制度を廃止し、地方公共団体自らが議会の議決を経て条例により議員定数を定めることとされた。
	市区町村議会に 係る議員定数の 人口区分大括り化 と上限数の設定	§ 91	・ 市区議会議員の定数について、人口区分が大括りにされた。(18区分から11区分に変更) ・ 2万以上5万未満は26人とし、市区については人口区分が上がるごとに原則4人ずつ増加させ、町村については人口区分が下がるごとに4人～2人ずつ減少させることとされた。
平成12年 自治法改正 ※議員立法	国会に対する 地方議会の 意見書の提出	§ 99	・ 当該地方公共団体の公益に関する事件につき、意見書を関係行政庁のほか、国会に対しても提出することができることとされた。
	政務調査費制度の 創設	§ 100⑭	・ 条例の定めるところにより、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができることとされた。
	常任委員会数の 制限廃止	§ 109	・ 議会における人口段階別の常任委員会数の制限を廃止することとされた。

地方自治法改正の概要② (地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目	条文	内容
平成14年 自治法改正	議員派遣制度の創設	§ 100 ^⑫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができることとされた。
平成16年 自治法改正	定例会の招集回数 の自由化	§ 102の2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の定例会について、回数に制限なく、毎年、条例で定める回数招集することができることとされた。
平成18年 自治法改正	専門的事項に係る 調査制度の創設	§ 100の2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができることとされた。
	議長及び議員への 臨時会の招集請求 権の付与	§ 101 ^② ～ ^④	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。 ・ 議員の定数の4分の1以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができることとされた。
	委員会制度の改正	§ 109 ^② 、 ^⑦ § 109の2 ^⑤ § 110 ^⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の複数の常任委員会への所属制限を廃止し、議員は、少なくとも一の常任委員になることとされた。 ・ 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができることとされた。
	専決処分の要件の 明確化	§ 179 ^①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専決処分の要件につき、「議会を招集する暇がない」から「議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかである」に明確化することとされた。

地方自治法改正の概要③ (地方分権一括法(H11)以降)

改正年	項目	条文	内容
平成20年 自治法改正 ※議員立法	議会活動の範囲の 明確化	§ 100 ^⑫	・ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとされた。
	議員の報酬に関する 規定の整備	§ 203	・ 行政委員会の委員等の報酬と同一となっている条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするとともに、名称を「議員報酬」に改めることとされた。
平成23年 自治法改正	議員定数の法定上 限の撤廃	§ 90 § 91	・ 議員定数について、人口区分に応じて上限数を法定し、その数を超えない範囲内において条例で定数を定めるものとする制度を廃止することとされた。
	議決事件の範囲の 拡大	§ 96 ^②	・ 法定受託事務に係るものを一律に議決事件から除外していた制度について、法定受託事務についても国の安全に関すること等を除き、原則、条例で定めることができることとされた。
平成24年 自治法改正	通年会期制の導入	§ 102の2	・ 議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができることとされた。
	議長への臨時会招 集権の付与	§ 101 ⑤、⑥	・ 議長による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集することができることとされた。 ・ 議員定数の4分の1以上の者による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は臨時会を招集しなければならないこととされた。
	委員会に関する法 定事項の簡素化	§ 109 ^⑨	・ 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法等について法定事項を条例に委任することとされた。
	公聴会、参考人招 致の本会議実施の 法定化	§ 109 § 115の2	・ 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとされた。
	政務調査費から政 務活動費への改正	§ 100 ^⑭	・ 政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。

地方自治法改正の概要④（地方分権一括法(H11)以降）

改正年	項目	条文	内容
平成29年 自治法改正	決算不認定の場合 の長から議会への 報告	§ 233⑦	<ul style="list-style-type: none">地方公共団体の長等は、決算の認定に関する議案が否決された場合に、当該議決（不認定）を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、その措置の内容を議会等に報告するとともに、公表しなければならないこととされた。